

【EU】 デジタルサービス法案及びデジタル市場法案の公表

海外立法情報課 濱野 恵

* 2020年12月、不法コンテンツ対策や広告等の透明性向上に関するデジタルサービス法案と、大規模なプラットフォームの不正取引防止等に関するデジタル市場法案が公表された。

1 背景・経緯

近年重要性を増している検索エンジン、SNS、電子商取引サイト等のオンラインプラットフォームは、消費者や事業者にもたらす一方、消費者保護や公正取引を損なう例も見られる。EUは、2000年制定の電子商取引指令（Directive 2000/31/EC）でオンライン商取引等に関する基本的な規制を定めたが、制定から20年以上が経過する中、その改正が求められていた¹。

2020年12月、欧州委員会は、「デジタルサービスのための単一市場に関して規定し（デジタルサービス法）、指令2000/31/ECを改正する規則案」²（COM(2020)825. 以下「デジタルサービス法案」）及び「デジタル分野における競争可能かつ公正な市場に関する規則（デジタル市場法）案」³（COM(2020)842. 以下「デジタル市場法案」）を公表した。

2 デジタルサービス法案の概要

デジタルサービス法案（全5章74か条）は、安全で予測可能かつ信頼できるオンライン環境構築のため、EU域内で提供される「仲介サービス（intermediary service）」に対する規制に関して規定する。規制は、サービス提供者の設立地を問わず適用される（第1条）。

仲介サービスとは、情報を通信ネットワークで伝送するサービス（インターネットプロバイダによる接続サービス等）をいう。仲介サービスには、ユーザのデータを保管するホスティングサービス（クラウドサービス等）が含まれる。ホスティングサービスには、オンラインプラットフォーム（SNS、コンテンツ共有サービス等）が含まれる（第2条）⁴。

仲介サービス提供者は、加盟国の司法機関又は行政機関の命令に従い、EU法又は国内法に基づき不法とされたコンテンツに対抗する措置を講じる（第8条）。ホスティングサービス提供者は、これに加え、不法の疑いのあるコンテンツを第三者が通報できる仕組みを整備する（第14条）。オンラインプラットフォームは、仲介サービス及びホスティングサービス提供者への規制に加え、不法コンテンツに関する専門知識を有する組織（信頼できる警告者（trusted flagger））からの通報に優先的に対応すること（第19条）、人命を脅かす深刻な犯罪に係る疑いのあ

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年4月6日である。

¹ Tambiama André Madiega, “Digital Services Act,” *Briefing*, 2021.3, European Parliamentary Research Service, p.2. <[http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2021/689357/EPRS_BRI\(2021\)689357_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2021/689357/EPRS_BRI(2021)689357_EN.pdf)>

² Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on a Single Market For Digital Services (Digital Services Act) and amending Directive 2000/31/EC, COM(2020) 825, 2020.12.15. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52020PC0825>>

³ Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on contestable and fair markets in the digital sector (Digital Markets Act), COM(2020) 842, 2020.12.15. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52020PC0842>>

⁴ European Commission, “The Digital Services Act: ensuring a safe and accountable online environment.” <https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age/digital-services-act-ensuring-safe-and-accountable-online-environment_en>

る情報を知った場合には関係する加盟国の管轄官庁に通知すること（第21条）、オンラインプラットフォームサービスを利用する出品者の身元に関する情報を受領し、その信頼性を査定する合理的な努力をすること（第22条）、広告の提供元、表示先の選定に使用される主要パラメータ等に関する情報を特定できるようにすること（第24条）等が求められる。

オンラインプラットフォームのうち、EU域内の月間平均利用者が4500万人以上の「巨大オンラインプラットフォーム（very large online platform）」は、上記の規制に加え、提供サービスを利用した不法コンテンツの拡散等に関するリスクを特定・分析・査定し（第26条）、専門知識を有する独立機関の監査を受け（第28条）、「おすすめ機能」の主要パラメータ等を利用規約に明示し（第29条）、広告の内容、提供元、表示期間等の情報を当該広告が最後に表示されてから1年間は公に利用可能にする（第30条）等の追加的な規制の対象となる。

加盟国は、規定に違反した仲介サービス提供者に対する罰則を定めなければならないが、罰金額は、当該仲介サービス提供者の年間収入又は年間売上高の6%を上限とする（第42条）。巨大オンラインプラットフォームの違反については、欧州委員会が、当該プラットフォームの年間売上高の6%を上限として罰金を科すことができる（第59条）。

3 デジタル市場法案の概要

デジタル市場法案（全6章39か条）は、デジタル分野における競争可能で公正な市場を確保するため、一定規模以上のプラットフォームである「ゲートキーパー（gatekeeper）」を対象とし、その設立地を問わず、EU域内でサービスを提供する場合に適用される（第1条）。

ゲートキーパーとは、中核的なプラットフォームサービス（商取引サイト、検索エンジン、SNS、動画共有サービス等）を運営し、次の3つの条件を全て満たすものをいう（第2条）。

①欧州経済領域⁵における過去3年間の年間売上高が65億ユーロ⁶以上又は前年の株式時価総額が650億ユーロ以上であり、かつ、3つ以上の加盟国で中核的なプラットフォームサービスを提供していること。②EU域内のエンドユーザ数が月間4500万人超、かつ、ビジネス目的のユーザ数が年間1万人超であること。③過去3年度連続して②の条件を満たすこと（第3条）。

デジタル市場法案は、中核的なプラットフォームサービスの提供に際し、ゲートキーパーが「行うべきこと（Do's）」及び「行うべきではないこと（Don'ts）」を列挙する⁷。「行うべきこと」としては、ビジネス目的のユーザがゲートキーパーのプラットフォーム外で消費者とサービス提供契約を締結することを認めること、プラットフォーム上で広告を掲載する企業に広告の成果を測るツールを提供すること等が挙げられている。「行うべきではないこと」としては、あらかじめインストールされたアプリケーション等をユーザが削除できないようにすること、ゲートキーパー自身が提供する製品・サービスを他者が提供する同様の製品・サービスよりも検索結果のランキング等において優遇すること等が挙げられている（第5条、第6条）。

ゲートキーパーが規定に違反した場合、欧州委員会は、ゲートキーパーの年間売上高の10%を上限として罰金を科すことができる（第26条）。違反が繰り返される場合には、欧州委員会は、事業売却等の構造上の改善措置等を命じることができる（第16条）。

⁵ 欧州経済領域（European Economic Area: EEA）は、EU加盟国、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーで構成される。

⁶ 1ユーロは約127円（令和3年4月分報告省令レート）。

⁷ European Commission, “The Digital Markets Act: ensuring fair and open digital markets.” <https://ec.europa.eu/info/stategy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age/digital-markets-act-ensuring-fair-and-open-digital-markets_en>